# ベビーシッター割引券について

利用方法

#### 1. はじめに

フェローの皆様における育児と仕事の両立を支援するため、こども家庭庁(公益社団法人全国保育サービス協会に委託)が実施する「ベビーシッター派遣事業」を利用して「ベビーシッター割引券」を導入することが決まりました。

1日(回)の利用料金から対象児童1人につき2,200円もしくは4,400円の割引を受けることができる制度です。

利用方法は、利用者が会社に申請することで利用できる仕組みです。



# 2. ベビーシッター割引券制度について

利用対象者	対象児童を保育するフェロー
対象児童	<b>0歳~小学校3年生の児童</b> (その他健全育成上の世話を必要とする要件に該当する場合は、小学校6年生まで)
利用条件	・ベビーシッターサービスを利用する乳幼児等の保護者であること。また、配偶者の就労、病気療養、求職活動、 就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使わなければ就労することが困難な 状況にあること ・「ベビーシッター派遣事業実施要綱」に則り、申請者氏名およびフェローコードを全国保育サービス協会に提出 することに同意いただけること
割引対象のサービス	①家庭内における保育や世話(家庭外は利用不可)②家庭と保育等施設の間の送迎 ※②の用途のみでのご利用はできません。家庭内における保育と合わせての利用が必要です。
割引金額	<b>割引券1枚につき2,200円</b> ※割引券は利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とします。 ※利用料金とは『ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たるサービス提供対価のことをいい、 会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない』とされています。
割引券取扱い事業者	全国保育サービス協会が認定する「割引券取扱事業者」よりベビーシッター事業者を選択ください。
利用期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
利用枚数制限	1日(回)対象児童1人につき2枚(4,400円分) ※ご兄弟の場合、人数分×2枚/1日利用可能 1ヶ月に1家庭24枚(52,800円分)まで、年間280枚(616,000円分)まで利用可能

#### 2. ベビーシッター割引券制度について

#### 申請・利用にあたっ ての注意点

弊社にて**ご就業のある日にのみ利用可能**です。 **ご就業のない日・有給取得日にご利用**いただいた場合、**割引の適用外**とさせていただきます。

申請時は、配布から原則 1 か月以内にご利用可能な枚数をご申請ください。

- ・ご申請時に申請枚数とご就業予定の日数を確認いたします。 ご就業予定の日数を超えるご申請につきましては、ご利用の予定を確認させていただく場合がございます。
- ・1か月以内にご利用のない割引券については、割当を取り消す場合がございますので、 あらかじめご了承ください

割引券の申請を行うにあたり、「割引券取扱事業者」であるベビーシッター会社との契約が必要になります。**事前にご契約を行った上で割引券をご申請**ください。

※ご契約していない状態での申請の場合、割引券の発行はできかねます

割引券利用の対象になるのは「自宅での保育」と「保育等施設への送迎」のみです。習い事への送迎や、自宅外での保育は対象外となります。

※送迎は必ず家庭内での保育が含まれること、また、その保育記録があることが条件となります。

# 3. 割引券の申込申請・利用方法

(1)ベビーシッター 会社との契約	事前にご利用予定のベビーシッター事業者が <b>全国保育サービス協会が認定する「割引券取扱事業者」</b> であることをご確認のうえ、ベビーシッター事業者とご契約ください。 <a href="http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm">http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm</a>
(2)会社へ割引券の申込	以下、必要事項を記載いただき、必要書類を添付の上、メールにてご連絡ください。申請先:ビースタイル スマートキャリア 社会保険担当 shaho@b-style.net  〈必要事項〉 ・必要枚数(申請から1か月以内で使用できる枚数をご申請ください。) ・対象児童の氏名・生年月日(ご兄弟がいる場合はそれぞれ記載ください) ・使用目的(以下①②③のどれに該当するかを記載ください) (①:家庭内での保育 ②:家庭と保育園等施設の間の送迎を含む家庭内での保育 ③:①②両方)  〈必要書類〉 ・利用者(申請者)名義で契約したベビーシッター事業者との契約書の写し ・配偶者の証明書類 ・配偶者の1週間の就労日や1日の就労時間がわかるもの(就労証明書など) ※無期雇用の場合は年度初回申請時のみ、有期雇用の場合は有効期間終了後に再度ご提出が必要です。 ・病気療養・求職活動・就学・職業訓練等が確認できる書類等・ひとり親家庭であることが確認できる書類(診断書、在学証明書、受講証明書、住民票など)  ※対象児童が小学校4年生以上の場合は、その他健全育成上の世話を必要とする要件に該当することがわかる書類(障害者手帳、療育手帳の写しなど)

## 3. 割引券の申込申請・利用方法

(3)割引券のURL受信	ご申請内容・必要書類を確認させていただきます。 ※不明点等がありましたら、メール・お電話にてご連絡いたします。  ご申請内容に不備がない場合、申請から3 <b>営業日以内に</b> 申込者へメールにて割引券のURLを
	<b>メールにて送付</b> します。
(4) サービス <b>を予約し利</b> 用	サービス利用日当日に、割引券URLより必要事項を入力し、取引を完了してください。 詳細につきましては全国保育サービス協会WEBサイト掲載の「電子割引券画面操作マニュア ル」をご覧ください。手続きは以上となります。 http://acsa.jp/images/babysitter/e-ticket_user2023911.pdf

※詳細については、公益社団法人全国保育サービス協会「ベビーシッター派遣事業」HPよりご確認ください。

# Q1.ベビーシッター割引券を利用できないサービスはありますか?

A.利用可能なサービスは、あくまでも**家庭内における保育や世話、家庭と保育等施設の間の送迎**のみのため、 下記のサービスではご利用いただけません。

- ◆ 保育施設間の送迎や塾・習い事への送迎
- ◆ 同一家庭以外の子を含む送迎
- ◆ 自宅ではなく、途中の駅等で保護者へ引き渡す場合
- ◆ 掃除、洗濯、炊事等の家事サービス(かんたん家事)
- ◆ 家庭内での保育やお世話とはみなせない長時間の外出
- ◆ ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育
- ◆ 他の人に譲って使用することはできません

#### ※注意※

送迎は必ず家庭内での保育が含まれること、その保育記録があることが条件です。

こども家庭庁ベビーシッター券は、保護者さまが就業(就労)時間中のご依頼のみ適用可能です。 就労目的でない場合(就労時間外、休日、配偶者の就労が無く、両親のいずれかが保育可能な状況)は対象外となり、 助成対象外と判定されたご利用分は助成取消となる場合があります。

# Q2.どこのベビーシッター会社が利用できますか?

A.利用できるベビーシッター会社を協会のHPに掲載しています。 全国保育サービス協会が認定する「割引券取扱事業者」より選択ください。

# Q3.どういった内容であれば割引券が利用できますか?

A.家庭内における保育や世話、及びベビーシッターによる保育所や認可外保育施設への送迎に限ります。 送迎は必ず家庭内での保育が含まれること、また、その保育記録があることが条件となります。

## Q4.配偶者は就労をしていませんが、割引券は利用できますか?

A.利用の際は、両親ともに就労していることが条件です。ただし、配偶者の病院、通院などのほか、休業による場合は配偶者が就労をしていない状態であっても利用いただけます。詳しくは、弊社までご相談ください。

# Q5.家事は頼めますか?

A.家庭内における保育や世話及びベビーシッターによる保育所や認可外保育施設への送迎が対象ですので、掃除、洗濯、 炊事等の家事サービスには割引券は使用できません。

# Q6.休みの日でも利用できますか?

A.就労時間中のご依頼のみ利用可能です。就労のない日、有給を取得した日、 就労時間外、休日など 両親のいずれかが保育可能な状況は利用できません。

## Q7.活用事例があれば教えてください。

A.よく利用されている事例としては以下があります。

- ◆ リモートワークの際(会議の時など)
- ◆ お子さんの体調不良時(病児・病後児保育)
- ◆ 終業時間が保育園のお迎え時間に間に合わない時
- ◆ 学校・保育園が休校(休園)の時

#### Q8.ベビーシッター割引券の利用条件は、変更になることはありますか?

A. 令和6年4月現在での利用条件となりますので、令和6年5月以降、変更になる場合があります。 その場合は、改めてお知らせをいたします。

#### Q9.会社(ビースタイルスマートキャリア)に申請したら、翌日に割引券を利用できますか?

- A.事前にベビーシッター会社との契約や必要書類の取得が完了してから弊社への割引券発行申請となります。 また、弊社への申請から割引券発行まで3営業日のお時間をいただいておりますので、翌日からの利用はできかねます。
- ※令和6年4月中にお受取りいただいた割引券は、4月1日まで遡って使用することが可能です。

# Q10.幼児教育・保育の無償化の対象となる施設を利用していますがベビーシッター割引券と併用できますか?

A.原則、併用が可能ですが、施設により併用できない場合があります。詳細についてはお住いの市区町村にご確認ください。

#### <併用時の補足>

令和元年 10 月1日から実施されている幼児教育・保育の無償化の対象にベビーシッターを含む認可外保育施設も含まれています。認可外保育施設等を利用した3歳から5歳までの子供たちは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額 4.2 万円まで の利用料が無償化の対象となり、原則として償還払いにより給付されます。

ベビーシッター割引券を利用する場合、上記の上限金額まで併用が可能です。無償化対象となる金額は、ベビーシッターの利用料金から、ベビーシッター割引券を利用した金額(2,200円等)を控除した額がなり得ます。

領収書においては、「割引券の利用金額」と「それ以外の無償化の申請(償還払い)する金額」を判別できるようにベビーシッター事業者から金額を別けた領収書をもらうようにしてください。

# Q11.ベビーシッター会社との契約書の代わりになる書類はありますか?

A.契約しているベビーシッター会社のご案内をご参照ください。

<例>

キッズライン(いずれか)

- ・キッズラインが発行する「月別領収書」「個別領収書」
- ・キッズラインから届く自動通知メールのプリントアウト (会員登録完了時に届く通知メール、予約確定をお知らせする通知メールなど)

https://kidsline.me/help/center\_detail/cao-how-to-use-compony

#### ポピンズシッター

- ・利用規約
- ・登録情報画面

https://smartsitter.jp/faq/686

# お問い合わせ先

ビースタイル スマートキャリア 社会保険担当 0120-99-5514 <u>shaho@b-style.net</u>